

事業番号	10 07 02	事業改善シート（24年度実施事業分）		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	都市計画推進費			担当課	部局	建設部
					課・室	都市計画課
<参考> 総合5か年計画	プロジェクト			E-mail	toshikei@pref.nagano.lg.jp	
	施策の総合的展開	5-2 快適で暮らしやすいまちづくり 3 ゆとりある住環境の形成		実施期間	S43 ~	

1 事業の概要

目指す姿	都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、都市計画区域毎に都市づくりの方針を示す都市計画区域マスタープランを定め、都市の将来像とその実現に向けての道筋を明らかにするもの。		
現状	都市計画法第6条の規定に基づき概ね5年毎に人口、産業、土地利用等の都市計画に関する基礎調査を行い、これを踏まえ県内40都市計画区域について、概ね10年後を都市施設の整備目標年次として、都市計画区域マスタープランを定めている。		
県が関与する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等義務 <input type="checkbox"/> 内部管理 <input type="checkbox"/> 県でなければ実施不可 <input type="checkbox"/> 民間、市町村でも実施可能だが、県関与の必要性有 <input type="checkbox"/> その他()		
	【左記の説明、根拠法令等】 都市計画法第6条、第6条の2		

事業内容	① 成果目標(H24)					
	都市計画を定める上で必要な基礎的データの収集を12市で行う。 整備目標年次を迎えた11区域の都市計画区域マスタープランについて見直しを行い、都市の将来像を示す。					
	② 事業内容 (単位:千円)					
		項目	実施方法	H24事業実績		
			H24			
			(当初)	(決算)	H25(当初)	
	都市計画基礎調査業務委託	委託	12市で実施	17,769	16,450	15,940
	都市計画区域マスタープラン見直し業務	委託	12都市計画区域で実施	19,993	16,340	6,060
	都市計画マスタープラン冊子印刷	直接	12都市計画区域で実施	276	240	464
			合計	38,038	33,030	22,464

事業コスト	区 分(単位:千円)	22年度	23年度	24年度	25年度
	前年度繰越	36,938	13,289	13,480	17,275
	当初予算	38,335	38,381	38,038	22,464
	補正予算	-5,208	-5,303	-766	
	合計(A)	70,065	46,367	50,752	39,739
	国庫支出金	1,120			
	県 債				
	その他()	1,336			
	一般財源	67,609	46,367	50,752	39,739
	決算額(B)	51,625	32,795	33,030	
概 算 職員数(人)	1.20	1.80	1.50	1.20	
概 算 人件費 概算人件費(C)	9,980	14,864	12,387	9,910	
概算事業費(B(A)+C)	61,605	47,659	45,417	49,649	

成果目標の達成状況					
項目	現況(見込)	H 2 4			H25 目標
		目標	成果	達成状況	
都市計画基礎調査実施地区	-	12市町村	12市町村	達成	4市
都市計画区域マスタープラン見直し区域	12区域	11区域	12区域	達成	4区域

目標に対する成果の状況	都市計画基礎調査、都市計画区域マスタープランともに成果目標を達成することができた。 なお、都市計画区域マスタープランについては、次年度計画予定箇所(1区域)を前倒し発注することができ、見直しの推進が図れた。
-------------	--

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか。	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施
	平成25年度においても、引き続き都市計画基礎調査は4市、都市計画マスタープラン見直しは4区域にて実施する。 なお、都市計画区域マスタープランについては、これまで区域毎に策定していたが、制度改正により複数区域を対象にしたマスタープラン(広域マスタープラン)の策定が可能になったことから、今後は広域マスタープランの策定に向けた検討を進めていく。